

引き渡し注意書兼物品受領書

- 1 物品の引き渡し後の返品は認めない。
- 2 引渡し後、本契約に関して、福島森林管理署白河支署（以下、甲という）は一切の契約不適合責任を負わないものとし、買主（以下、乙という）は甲に対し、本契約目的物の種類、品質または数量が本契約に適合しないことを理由として、履行の追完、売買代金の変更、損害賠償請求または本契約の解除をすることができないものとする。
- 3 引き渡し後は代金納入後15日以内に搬出すること。
- 4 車両については引き渡し後速やかに名義を変更し、変更した旨の記載された書類を福島森林管理署白河支署長へ提出すること。
- 5 車体に「森林管理署名」「国有林ロゴ」等の表示がある場合は、引渡し後、速やかに買受者の責により消去し、消去後の写真を福島森林管理署白河支署長へ提出すること。

上記「引き渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。（物件番号 1号）

福島森林管理署白河支署長 殿

令和8年 月 日

住 所 :

氏 名 :

引渡職員	
------	--